

フランスの地方自治体の国際交流

——その理念と現状——

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 045 (MAR.30,1992)

はじめに

一 國際交流活動の法的枠組み

二 フランスの地方自治体の国際交流活動の概況

三 姉妹提携の動向

四 活動事例

五 國際交流活動の連合組織

参考資料 日仏姉妹提携団体一覧

<参考文献>

財團法人 自治体国際化協会
(パリ事務所)

目 次

はじめに	1
一 国際交流活動の法的枠組み	2
1 地方分権化以前	2
2 地方分権化以後	3
3 共和国の地方行政に関する指針法	6
二 フランスの地方自治体の国際交流活動の概況	9
1 北－北型交流	9
2 南－北型交流	11
3 東－西型交流	17
三 姉妹提携の動向	19
1 姉妹提携の定義と原則	19
2 姉妹提携の歴史	20
3 姉妹提携の現状	22
4 姉妹交流を推進する組織	27
四 活動事例	29
1 市町村	29
2 県	31
3 州	32
五 国際交流活動の連合組織	34
1 世界姉妹都市連合フランス支部	34
2 ヨーロッパ市町村・州評議会フラン協会	35
参考資料　日仏姉妹提携団体一覧	37
<参考文献>	39

はじめに

フランスの地方自治体 (*collectivités locales*、または*collectivités territoriales*) は、第2次世界大戦後、おもに西ヨーロッパ諸国の自治体と姉妹提携 (*jumelage*) を行い、活発な交流を繰り広げてきた。1970年代以降は、第三世界 (*Tiers Monde*) 諸国の自治体の開発援助 (*aide au développement*) に取り組む団体があらわれ、さらに近年の東ヨーロッパ諸国の変革以降は、それらの国の地域レベルに民主主義的な行政システムを導入するための協力活動も活発になりつつある。また、西ヨーロッパ諸国との関係においても、間近にせまったECの市場統合、さらには単一ヨーロッパの建設に向けて、自治体レベルでの協力が盛んになってきている。フランスの地方自治体の国際交流活動は、いまや姉妹提携にもとづく友好親善という伝統的な交流活動の枠組みを越えて、面的にも質的にも多様なひろがりをみせている。

このレポートは、フランスの地方自治体の国際交流活動の実態を把握することを目的としている。そこで、まず始めに、地方自治体の国際交流活動の法的枠組みについて、1982年の地方分権化改革以前と以後に分け、また、先頃公布された1992年2月6日の「共和国の地方行政に関する指針法」 (*loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République*) についても説明することとする。

次いで、国際交流活動の概要を、「北-北型交流」、「南-北型交流」、「東-西型交流」という対象地域による区分にもとづいて述べた後、国際交流活動のなかでも大きな比重を占める姉妹提携にもとづく交流について、その歴史や現状などについても述べることとする。さらに、市町村、県、州ごとに、交流活動の事例をいくつか紹介し、最後に、フランスの自治体の国際交流活動を束ねる連合組織についてもふれることとした。

なお、本論に入る前に、地方自治体の国際交流に関する用語の説明をしておきたい。

フランス語で地方自治体の国際交流活動に相当する語としては、「*action extérieure des collectivités locales* (あるいは*territoriales*) (=地方自治体の対外活動)」が多く用いられているが、このレポートでは、日本で使い慣れている国際交流の語を用いることとする。

また、フランスでは、地方分権型協力 (*coopération décentralisée*) という語が多く用いられる。この語は正確には地方分権化された協力、つまり、自治権をもった自治体が主体となって行う協力活動というほどの意味である。より詳しくは、地方自治体が直接実施するものと、地方自治体が推進ないし支持している協力事業をこのように呼ぶのが通例となっている。その際、この協力事業の主体となるのは、地方自治体 (市町村 (*commune*)、県 (*département*)、州 (*région*) およびこれらが複数集まつた広域行政組織) と地方自治体の後援を受けた地域の商工会議所や農業会議所などの経済・社会団体、教育研究機関、各種協会 (*association*)、ボランティアグループなどである。また、この語は、第三世界の自治体との交流にみられる開発援助型協力に用いられるのはもちろんのこと、先進国の自治体との対等な協力関係についても用いられている。

一 国際交流活動の法的枠組み

フランスの地方自治制度は、1982年3月2日の「市町村、県および州の権利と自由に関する法律」(loi du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions)の制定とそれに続く一連の地方分権化改革によって大きく変化し、自治体の国際交流活動に関する関係法規も、それ以降整備されてきている。先頃公布された1992年2月6日の「共和国の地方行政に関する指針法」では、自治体の国際協力をさらに推進させる規定が盛り込まれている。

1 地方分権化以前

1956年1月24日のデクレ (décret) (※) およびそれを修正した1956年6月23日のデクレが姉妹提携に関する内容のものであり、地方分権化以前には、自治体の国際交流に関する唯一の関係法規であった。

※ デクレ (décret)

その性質上、命令事項（法律を制定することができない領域）について固有の行政立法として制定されるデクレと、法律の施行令としてのデクレに区分することができ、また、一般的規律を定めるデクレと特定の者に対して発せられるデクレとに区分できる。また、形式上は、大統領の発するデクレ (décret en conseil des ministres=閣議を経たデクレで大統領の署名を要する)、コンセイユ・デタの議を経たデクレ (décret en Conseil d'Etat=1958年憲法以前に法律として定められたもので、現在命令事項とされているものを改廃するもの)、特別施行令 (règlement d'administration publique=特定の法律の適用について、その法律にもとづき首相が発することを義務づけられているもので、法律との適合性につきコンセイユ・デタの審議を経ることが必要) およびその他のデクレとに区分される。

このデクレでは、姉妹提携は原則として、以下の場合にのみ認められていた。

- ① 人口規模がほぼ同等であること
- ② 団体の性向が似通っていること、あるいは補完的であること
(生活様式や生活水準などについて、共通点があること)
- ③ 地理的に遠すぎないこと

そして、姉妹提携は、当時の県知事 (préfet) (国により任命される官選の知事)への公式な提携の届け出が義務付けられていた。また、姉妹提携自体も他の自治体の活動と同様、国の後見監督 (tutelle administrative)、つまり地方議会の議決に対する県知事の事前の認可制に従うこととなっていた。

2 地方分権化以後

1982年以降の一連の地方分権化改革によって、フランスの地方制度はおおきく変化した。この地方分権化により、自治体はより多くの権限と財源を獲得し、自治体がそのアイデンティティーを強化し、多数の分野における活動を促進する可能性を得た。国際交流活動もそのひとつで、自治体が、国境とイデオロギーを越えて、自らの選択で対外関係を結ぶ自由を得たことになる。従前の国の後見監督が廃止され、国際交流活動も他の自治体の活動と同様、地方長官による事後的な法的コントロールに従うこととなった。

1982年法第65条においては、「州議会は、政府の認可を得て、当該州と国境を接する外国の地方公共団体との間に、共同政策の目的で国境を越えた協力をを行うために、定期的な協議の制度化を決定することができる。」と定めている。これは、州の隣接国との地方公共団体との共同政策のための協力についてのみ定めたもので、州の一般的な（友好親善を目的とする）姉妹提携については、この法律では特に規定していない。また、県や市町村の場合については、一切規定されなかった。

政府はこの1982年法以後、3つの通達を発し、自治体の国際交流活動に関して法律面での整理を行ってきた。

(1) 1983年5月26日付けの通達 (circulaire du 26 mai 1983 relative à l'action extérieur des collectivités locales)

政府は、この通達により、対外関係を結ぶ自治体の自由と外交政策を決定する国の独占的な権能との間で調整を図るため、外務省に地方自治体対外関係代表 (délégué pour l'action extérieure des collectivités locales) を設けた。

その設置目的は、以下のとおりである。

- ① 自治体の国際交流活動に関する情報を収集すること
- ② 自治体の国際交流活動に関し、州および県の地方長官 (préfet) に助言を行うこと
- ③ 自治体の国際交流活動に対する中央省庁間の連絡調整を行うこと

実際には、外務省の事務次官 (secrétaire générale) 付きで、地方長官職の者が任命されている。

(2) 1985年5月10日付けの通達 (circulaire du 10 mai 1985 relative à l'action extérieur des collectivités locales)

① 「自治体の国際交流活動の合法性の審査の基準」

1982年法に規定される以外の自治体の国際交流活動は、以下の基本原則により、1982年法により廃止された国の後見監督にかわって、地方長官による事後的な合法性の審査の対象となる。

a 憲法第72条および1982年法第1条第1項に規定されている「行政の自由」の原則

- 憲法第72条第2項

「これらの団体（共和国の地方自治体）は、公選の議会によって、かつ法律によって定められる条件に従って、自由に行政を行う。」

- 1982年法第1条第1項

「市町村、県、および州は公選の機関によって自動的に行政を行う。」

b 地域の特殊性と利害の原則

これにより議会とその執行部は当該地域住民の生活に影響をもつ問題に対処することができる。

しかしながら、これらの原則も以下の要因により制約される。

a 憲法第2条および第3条に明記され、自治体が遵守しなければならない共和国の不可分と国民主権の原則

b 憲法および法律によって国に付与され、国しか行使できない権限

これらの権限については、自治体は他の国や国際機関と協定を結んだりそれにについて協議することができない。

c 1982年2月25日付けの憲法評議会の決定にそった国際的義務の履行

d 他の自治体によって行使される権限

e 一部の権限を制限しうる法律ないしは規則

② 「自治体と国との間における情報交換と協議」

自治体の国際交流活動と国の外交政策との間の一貫性を保証するため、国と自治体との間で情報交換と協議が要求される。国側の窓口となるのは、地方長官と地方自治体対外関係代表であるが、自治体はフランスの在外公館と連絡をとることもできる。また、個々の問題に関して国との間で協議することもできる。

(3) 1987年5月12日付けの通達 (circulaire du 26 mai 1983 relative à l'action extérieur des collectivités territoriales)

① 「フランスの海外州・海外県の対外関係」

国の対外政策と海外州・海外県の国際交流活動の間に一貫性が保たれるよう、相手国に派遣されている大使、海外州・海外県地方長官および海外州、海外県の間で情報交換・協議を行うこととされている。

② 「自治体と E C 委員会との関係」

E C 委員会の地域政策に地方の要望を反映させるとともに、政府の対 E C 政策と自治体及び E C 委員会との関係の間に一貫性をもたせる必要性があることから、自治体と E C 委員会の情報交換のためのコンタクトは、国への事前の通知を条件として、地方においては、地方長官を、E C 本部においては、E C のフランス常駐代表を通じて行うことができる。

E C に対する協力要請と E C の基金によって行われるプロジェクトの協議については、国の権限のみに属することである。

③ 「隣接国間の協力に関する国家間の協議委員会への地方議員の参加」

隣接国間の協定によって設置される、協力を推進するための隣接国間の協議委員会に、関係する自治体の議員が参加することができる。

④ 「欧州基本協定と 1982 年法第 65 条との関係」

1980年5月21日付けの欧州会議（※）における隣接国的地方自治体の協力に関する欧州基本協定（convention cadre européenne sur la coopération transfrontalière des collectivités ou autorités territoriales du 21 mai 1980）と1982年法第65条との関係を定めたものである。

この欧州基本協定は、隣接する参加国に属する地方自治体間の国境を越えた「協力」（coopération）推進を目的としている。そして、この「協力」とは、これらの自治体間の近隣関係の強化、発展をめざす協議体制（concertation）およびその目的を達成するのに有効な協定（accords）や取決め（arrangements）であると定義している。

フランスは1985年2月15日に批准し、同年5月15日から施行している。フランス以外では、オーストリア、デンマーク、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ドイツ、スウェーデンおよびスイスの10カ国が参加している。

1982年法では、州について隣接の自治体と共同政策のための協議の制度化を決定できるとしているが、基本協定では、州に限らずその他の自治体も、また隣接していないなくても、近隣であれば、共同政策のための協定を締結できるとしている。

ただし、基本協定は、関係する自治体の属する国とフランスとの間に協定がある場合にのみ適用される。

また、1982年法第65条と基本協定が平等に適用される場合には、憲法第55条（条約・協定の優越的効力）の規定に従い、基本協定が優先する。

隣接国の自治体間の協力は、2国間の協定の締結と政府の事前承認が必要である。

※ 欧州会議 (Conseil de l'Europe)

1949年に設立され、ヨーロッパの議会制民主主義国23カ国が加盟している。そのおもな目的は、ヨーロッパの統合、議会制民主主義と人権の擁護、などである。機構としては、加盟国の議会から政党別の構成比により選出される177名からなる欧州議会 (Assemblée parlementaire) (ECの欧州議会 (Parlement européen) とは別) と加盟国の外相から構成される閣僚委員会 (Comité des ministres) をもつ。施設はフランスのストラスブールにあるECの欧州議会の議事堂や委員会室を利用している。

3 1992年2月6日付け「共和国の地方行政に関する指針法」

(*loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République*)

先頃公布されたばかりの法律でその柱は、以下の4つの柱から構成されている。

- ① 地方における国の行政組織について
- ② 地方政治の民主化について
- ③ 地方自治体間協力について
- ④ 地方自治体等による国際協力について

4つ目の柱である地方自治体等の国際協力については、第4章地方分権型協力（第131条－第134条）として設けられている。

第131条

「地方自治体およびその広域行政組織は、その権限の範囲内において、かつフランスの国際協定を尊重する限りにおいて、外国の地方自治体およびその広域行政組織と協定を結ぶことができる。」

これらの協定は、前述の1982年3月2日の法律第82-213号第2条第1項、第2項で定められた条件により、国の代表者に伝達されたときに、効力を発する。」

この条文は、これまで州と隣接国の地方自治体との共同政策のための協力についてのみ存在した法文上の根拠を拡大し協定内容の特定をやめるとともに、県や市町村、広域行政組織も外国の自治体と協定を締結することができることとしたものである。同時に、協定の締結にあたり、政府の認可制を廃止し、国の代表に伝達するだけで効

力が発生するすることとし、手続上も簡素化が図られた。なお、国の代表者は、この協定が違法であると認めるときは、2カ月以内に行政裁判所に提訴することができる」とされている。

第132条

「地方混合経済会社 (sociétés d'économie mixte locales) に関する1983年7月7日法第1条に、次の二項を加える。

関係国間で事前に協定が締結されるという留保付きで、外国の地方自治体は、共通の利益を有する公務 (des services publics d'intérêt commun) を提供する目的をもつ地方混合経済会社の資本に参加することができる。この事前の協定は、フランスの地方自治体のために相互主義を規定していかなければならない。

地方混合経済会社の資本に参加する外国の地方自治体は、「地方自治体および広域行政組織は個別にまたは共同して会社の半分以上の資本と議決機関における投票権を持たなければならない。」という第3項第2号の地方自治体および広域行政組織の中には含まれない。」

地方分権型協力を発展させるために、地方混合経済会社の資本に、相互主義の下に、外国の地方自治体の参加を認めるものである。ただし、同時に地方混合経済会社の主導権は、従来どおりフランスの地方自治体及び広域行政組織が握ることを保証している。

第133条

「フランスの研究及び技術開発の方針及び計画に関する1982年7月15日法第21条第1項の次に以下の2項を加える。

公益団体 (des groupements d'intérêt public) は、次の目的のために設立することができる。

- ・一定の期間、都市の社会的発展 (développement social urbain) に関する共同政策 (politiques concertées) の立案及び実施のための活動を行うため。
- ・一定の期間、EC加盟国の地方自治体の州界及び国境をまたぐ協力事業及び計画に基づきあらゆる活動を行い、及びその活動を共同管理するため。

EC加盟国の地方自治体は、前項に規定する公益団体に参加することができる。」

公益団体は、2以上の公法人または私法人で構成される（少なくとも1つの公法人が入っていなければならない。）法人で、一定の期間、法で定める分野（研究、技術開発、スポーツ、文化、青少年等）の活動を共同で行い、さらには、そのために必要な施設、サービスを共同で設け、管理することを目的とするが、その設立目的を拡大し、EC内の地方自治体とも共同で都市対策を講じたり、その他の協力事業や計画を立案、実施することができるようとしたものである。

第134条

「地方自治体によって行われる地方分権型の協力の状況を把握し、改善する全国地方分権型協力委員会（commission nationale de la coopération décentralisée）を創設する。」

この委員会は、地方分権型の協力をより強化するあらゆる提案を作成することができる。」

すでに1989年1月27日付けアレテ（arrêté）（※）で、協力・開発省（ministère de la Coopération et du Développement）に設けられている「開発のための地方分権型協力委員会（Commission Coopération Décentralisée pour le Développement）」が存在しているが、これは、協力・開発大臣付きの組織で、委員会は当該大臣の権限の範囲内でのみ活動する。これに対し、この条文で創設された委員会は、よりひろい見地から地方分権型協力に対して提言していくことを目指している。

※ アレテ（arrêté）

大臣またはその委任を受けた行政当局（地方長官等）が行う行政行為であり、ある場合には規則であり、ある場合には決定である。

二 フランスの地方自治体の国際交流活動の概況

フランスの地方自治体の国際交流活動を概観するには、以下の対象地域による3つの地理的な区分けをすると整理をしやすい。というのも、それが交流活動の内容の相違とも一致するからである。

- ① 北-北（N o r d - N o r d）型交流 ----- 対等型の協力関係
- ② 南-北（N o r d - S u d）型交流 ----- 開発援助型の協力関係
- ③ 東-西（E s t - O u e s t）型交流 ----- 開発援助型の協力関係

1 北-北（N o r d - N o r d）型交流

これは、先進国の自治体間の交流で、いわば対等型の交流ということができる。西ヨーロッパ諸国、アメリカ、カナダ、日本との交流がそれである。

なかでも、EC諸国との交流が最も興味深い。これはフランスの地方自治体の国際交流の歴史の中でも最も早くから行われており、姉妹提携数もこの地域とが大半を占めている。1993年のECの市場統合により、EC域内の国境が取り払われ、国家間の障壁が低くなることにより、従来にも増して地域社会建設の主体としての自治体の重要度が増していく。また、こうした自治体間の協力関係がECの建設に果たす貢献も見逃すことはできない。

以下、この型の交流のいくつかを取り上げてみることとする。

(1) “4つのモーター” (quatre moteurs pour l'europe)

ローヌ=アルプ州（フランス、中心都市=リヨン）、バーデン=ビュルテンブルク州（ドイツ、中心都市=シュトゥットガルト）、ロンバルディア州（イタリア、中心都市=ミラノ）、カタロニア自治州（スペイン、中心都市=バルセロナ）の4州がとる協力体制が、ヨーロッパの4つのモーターと呼ばれ、いくつかの分野で協力の成果をあげている。これは、当初2州間の協力であったものが、1988年9月に覚書に署名が行われ、多地域間の協力体制ができあがったものである。最近では、カナダのオンタリオ州もこの協力体制との関係を築きつつある。

具体的な協力内容は、以下のとおりである。

- ① テクノロジー
 - a バーデン=ビュルテンブルク州とローヌ=アルプ州との間での光ファイバーに関する調査研究にローヌ=アルプ州は1991年度に1500万フランを拠出

- b 科学技術に関する国際会議の開催
- ② 高等教育
 - a ローヌ＝アルプ州が他の3州の大学の学生2000名に奨学金を支給
 - b 他州からの研究者の滞在費の助成
 - c 他州の企業への研修生の派遣
- ③ 商業
 - a ローヌ＝アルプ州が他の3州に駐在事務所を設置し、企業の利用に供し、そこからジョイント・ベンチャーがつくられたり、商談が成立している。
 - b 他州のもつ海外駐在事務所の共同利用も行われている
- ④ 経済
 - a 職業研修、見本市などの計画の作成に関する作業グループの発足
 - b 経済ミッションの頻繁な往来
- ⑤ 交通
 - TGV（フランス新幹線）の優先的な建設を支持する合意書の調印
- ⑥ 通信・遠隔通信に関する覚書の締結
- ⑦ 環境憲章の調印
- ⑧ 芸術文化
 - オペラに関する国際展の開催

（2）国境をまたいだ地域間の協力

周囲を海に囲まれた日本と違い、陸続きで他国と接するフランスでは国境を挟んだ両側の自治体の協力も盛んである。この種の協力にはECC委員会の各種基金が活用される場合がある。

この型の協力に関する法的根拠は、従前は、1980年5月21日付けの欧州会議における隣接国地方自治体間の協力に関する欧州基本協定と1982年3月2日の「市町村、県、および州の権利と自由に関する法律」第65条であったが、1992年2月6日法が制定され、その第131条が、地方自治体にひろく外国の地方自治体と協定を締結できることを認め、1982年3月2日法第65条は廃止された。

以下にいくつかの例をあげることとする。

- ① 大西洋に面するフランス南西部のアキテーヌ州は、エネルギーに関する欧州単一議定書の影響に関する調査研究を進めるため、隣接するスペイン・バスク自治州と協力議定書を交わしている。
- ② ドーバー海峡をはさんでイギリスと接するノール＝パ・ド・カレー州は、1993年にドーバー・トンネルが開通することにより、イギリスとの交流がより密接になることもあり、1987年以来イギリス・ケント地方と文化交流、語学研修を目的とし

た学校間の姉妹提携などを推進している。

- ③ フランスとベルギーの国境を挟んで両側に位置する同名のコミニーヌ市は、かつては同じ自治体であったものが国境線の変更により2国に分割されてしまった自治体であるが、1988年に地域開発に関する協力協定に署名している。
- ④ その他、アルプス地方やピレネー地方の自治体では、山岳地域の自然保護、公害規制などの分野において協力関係を結んでいる例がみられる。

(3) 姉妹提携にもとづく交流

姉妹提携にもとづく交流活動においても、友好親善を目的としたものから、経済交流や街づくりを目的とするものまで、その内容も幅広くなっている。以下はそのひとつの例である。

フランス南西部のアングレーム市はカナダのシクティミ市と1969年以来姉妹提携を行っているが、1984年から87年にかけてアングレーム市の属するシャラント県の商工会議所と経済発展委員会が経済使節団を送り、その一貫としてシクティミ市で開催された見本市には、県内の主要産業である、手工業、食料品、映像、観光、料理などから70の業者が出展し、それがきっかけとなりセラミック工場が進出したり、チョコレートの輸出や漫画の共同制作に結びついている。

2 南-北（Nord-Sud）型交流

(1) 交流の性格 — 開発援助型の協力関係

この型の交流は、姉妹提携にもとづく交流をも含めて、その内容は開発援助型の協力関係である。

フランスの自治体は、南北協力の舞台において、数年前から職業訓練などをはじめとする比較的間接的な形で様々な開発援助を行う、新しいかつ重要な主体として現れてきている。このような型の協力はまず旧植民地国との間において発展したが、その後旧植民地国以外の国においてもその重要度を増しつつある。

初期においては、このような協力は、小規模な市町村が各自治体の姉妹提携委員会（comité de jumelage）を通じて行う連帯活動（aide humanitaire）が主であった。しかし、その後、世界姉妹都市連合（Fédération Mondiale des Cités Unies et Villes Jumelées=FMCU、本部=パリ）とそのフランス支部（=フランス都市連合、Cités Unies France）の援助を得て、特にサヘル（Sahel）地域（※）との間で州、県、大都市

などが協力のためのネットワークを構築しはじめ、また新たな協力の形態も実施されるようになった結果、この型の協力は全体として多様化し成長を続けつつある。フランスでは、大部分の州、15程度の県、ストラスブール、マルセイユ、ナント、レンヌなどのいくつかの大都市が、国の支援のもとに、この活動に参加している。

* サヘル地域

西アフリカのサハラ砂漠の南側に沿って東西に延びる地域で、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナ・ファッソ、ニジェール、チャドを指す。ともにフランスの旧植民地である。

ある調査によれば、発展途上国の自治体との協力関係の樹立に関して、調査対象となつた市町村のうち、自らの役割と認識しているものが62%、政府や非政府間機構(organisation non gouvernementale)が行うべきとするものが18%、無回答が15%という結果がでている。実際、フランスの自治体は、これらの協力活動の経験から世界への理解の手掛かりを得、市民やこれら事業に携わる職員も、このような新たな活動での経験を日々の生活において活かすという形でこうした世界との関わりを享受している。そこでは、けっして一方的な援助に陥ることなく、相互理解の促進と、連帯感の強化に結びついている。

この種の協力事業の利点をあげると、以下のようになる。

- ① 自治体間のコントラクトが柔軟にとれること
- ② 自治体のみならず、地域の他の主体を多く動員できること

自治体（とくに技術部門）ばかりでなく、商工会議所、手工業会議所、農業会議所、学校、病院などの公的機関、あるいは農業経営者、企業家、融資機関などの民間機関、ボランティア・グループなど参加者の多様化をあげることができる

- ③ 協力事業が、国家間の大規模プロジェクトに比べて、住民の日常生活に関わる人間レベル(micro-réalisations)で行われること

例えば、井戸掘り、農業改良、学校建設、診療所建設など

自治体の行う開発援助型の協力事業のための資金の総額は年間4000万 Franc 以上になると推計されているが、これ以外にも自治体職員の無償の活動もある。さらに、他の参加主体が、自治体の援助を得て、自治体と協調して活動するが、各主体によって費用が負担されることがよくあり、その場合には、自治体の出資総額にこれらの活動費用が加わる。

(2) 「協調出資」(co-financement)による協力事業 = 「協調型」の協力事業

自治体の開発援助型協力活動には、各自治体の権限の遵守、フランスが結んでいる国家間の協定の遵守という2つの条件のもとで、まったく自由に自発的に行われる、国からみ

れば「単独型」の協力事業と国からの財政援助を受けて行われる「協調型」の協力事業とに区別することができる。

フランスの自治体のこのような活動は、地域住民のために行われながら、世界におけるフランスの活動領域をより一層拡大し多様化し、国全体の利益につながるものであるとして、国もこの地方自治体のイニシアチブによる協力事業を評価している。

この中で、「協調型」の協力事業は国の開発援助政策の一貫として位置付けられるもので、多国間援助をはじめ、各省庁、研究機関、非政府間機構、自治体などの多様な援助が相互に補完するように配慮されている。つまり、国の政策目的に自治体の活動を誘導するものである。しかしながら、この国の政策は、自治体のイニシアチブと自由を妨げるものではなく、自治体の活動を支援し、自治体との協調のもとに協力事業を推進するという意味合いが強い。具体的には、国と自治体との「協調出資」という形がとられる。1986年度から協力・開発省と外務省 (*Ministère des Affaires Etrangères*) が財政援助をしている。

① 協調出資の類型

- a 協力・開発省や外務省との協定（計画契約 (*contrat de plan*)、協定、書簡の交換など）に署名をした州や県の計画

12 (46%) の州が1989年度から1993年度までの計画契約の枠内に発展途上国への国際協力を組み入れている。

15 (15%) の県が多年次計画に参画している。

- b 多年度にわたって自治体が単独で実施する小規模な計画

- c 各種の都市の連合体の会員都市間での協力プログラムとして提示された計画

協力・開発省と外務省の資金は、フランス都市連合に対して交付され、会員団体によって提示された計画がとりまとめられる。そのほか、テーマの計画を実施する際には、世界姉妹都市連合の南北型交流支援実施機関である都市連合開発機関 (*Agence Cités Unies Développement*) に資金が交付されることもある。

- d 分野別の計画として行われる計画

水連帯計画 (*Programme Solidarité Eau*)、住居連帯計画 (*Programme Solidarité Habitat*) など

協調出資として行われる協力事業は、自治体自身から発案される場合や、全国レベルの協会や国際的な協会から発案される場合がある。

また、個々の実施事業計画に出資する場合と大きな全体計画に出資する場合に分れるが、いずれにしても、それが多年度にわたって実施されるべきものかどうか検討される。

② 「協調出資」の目的

協力・開発省と外務省によって共同で提示された協調出資事業の目的は、以下のとおりである。

- a 自治体のイニシアチブによる協力活動の実現を容易にすること
- b パートナーとなる相手国の国内政策の枠内において、フランスの外交政策と自治体の政策とを検討して、一貫性を強化すること

自治体の協力事業への国の出資は、1988年度で1420万フラン、1989年度で2240万フラン、1990年度で3400万フランにのぼっている。

これに対して、自治体が出資している額は平均して国そのものの2倍になっている。これらの出資は、返済の必要のない供与の形をとっている。

③ 協調出資の条件

- a 国の出資は、原則として、協力事業の経費総額の50%以内
- b 提示される計画は、発展途上諸国全体に関わるものであることができる
- c 協調出資されうる計画の全体は、予算を支出する省庁によって検討される
- d 計画は最終的には、協力・開発省と外務省のほか、関係する省庁関係者からなる運営委員会 (Comité de Pilotage) によって承認されたのち、実施される。

協力事業の対象分野には、優先性はないが、実際には農業・牧畜・灌漑に30%、工業・手工業に20%、都市管理部門に20%、その他30%となっている。

④ 「協調出資」のための国の機構

協力・開発省と外務省が共同で、途上国への国際協力に関して、国と自治体との関係を密接にするために、いくつかの連絡組織を設けている。

a 地方分権型協力室 (Bureau de la Coopération décentralisée)

これは、非政府間機構室 (Bureau des ONG) とともに非政府間協力部 (Département de la Coopération non Gouvernementale) を構成し、国における地方分権型協力の自治体に対する交渉の窓口となる。国の協力活動と自治体のそれとの一貫性が確保された場合には、国は技術的、財政的支援を自治体に対して与える。

b 地方レベルの国の組織

州地方庁 (préfecture de région) においては、事務総長 (secrétaire général)

は、州がおこなう対外活動、とりわけ、国との間に計画契約が結ばれており、国により協調出資される協力活動の計画案に関して、専門の担当官を任命することができる。

c 開発のための地方分権型協力委員会

1989年1月27日付けアレテ (arrêté) で創設され、1989年7月5日に設置された委員会で、その長の職は、協力・開発省と外務省からある程度独立を保つ。委員会の構成は、州議会議員、県議会議員、市町村議会議員の代表者16名と政府の代表者16名からなり、その性格は、諮問的なもので、開発援助のための国際協力活動において、国と自治体との協議を円滑化させるために設けられている。

具体的な委員会の目的は、以下のとおりである。

- ア 地方分権型協力の現状を検討し、提案を行うこと
- イ 自治体に対して情報を提供し、地方分権型協力の開発に必要な手段を提示すること
- ウ 世論に従い活動を促すこと

⑤ 対象地域

a 旧植民地国

旧植民地国とは、アフリカ大陸のサハラ砂漠以南の28カ国、インド洋の4カ国、カリブ海の5カ国の37カ国をさし、これらは「領域国」 (pays du champ) と呼ばれている。これらの諸国への地方分権型協力に対する国からの出資は、協力・開発省が担当する。

協力・開発省の地方自治体関連の協力予算は、ここ数年で急増している。

1987年度	711万 Franc
1988年度	799万 Franc
1989年度	1500万 Franc
1990年度	2200万 Franc

この地域の協力事業の内容は以下のように整理することができる。

ア 市町村間の協力および地方分権の強化

市町村間の協力はしばしば長期的なパートナーシップの形を取るが、協力活動が支援・アドバイスなどの短期的なミッションや職業訓練のための研修、

あるいは物流手段や資料の提供などによって実現する場合もある。

イ 企業の創設援助のための経済協力および産業パートナーシップ

商工会議所や経済発展委員会を通じた中小企業の育成発展、および職業高校や技術短期大学の発展を図ることを目指したものである。

ウ 姉妹都市提携を通じて進められる社会・文化の分野でのマルチ・パートナーシップ

おもに個人的な関係（学生、移民、かつての協力派遣員等）から発展して、姉妹都市提携が行われている地域に当てはまる。学校や各種の協会を通じての交流からなる社会・文化活動はしばしば相互の利益につながる文化・技術・経済交流の場となる。

b 旧植民地国以外の第三世界諸国

旧植民地国以外の第三世界諸国への協力は外務省が所管している。これらの国々は「非領域国」（pays hors champ）と呼ばれている。

年間予算は、やはりここ数年増加している。

1987年度	740万 Franc
1988年度	400万 Franc
1989年度	740万 Franc
1990年度	1200万 Franc

この地域への協力事業の内容は以下のとおりとなる。

ア 都市協力

フランスの市町村の技術部門あるいは財務部門とパートナーの技術部門ないし財務部門が共同で工事の施行や職業研修に対する援助を行う。特にラン・アメリカやマグレブ諸国（北アフリカ）に多い。

イ 経済協力

フランスの中小企業と相手国の中小企業間の産業パートナーシップ（技術移転やジョイントベンチャー）を州のイニシアチブにより推進していく。ブラジル、チュニジア、モロッコなどに多い。

c その他の諸国

その他の諸国への協力は、外務省が所管している。広義の南北関係にはいる中国との関係が最近は増加の傾向にある。

3 東－西（E s t – O u e s t）型交流

近年の東欧諸国（旧ソ連を含む）の民主化への歩みにより、特に1990年度はフランスの自治体のイニシアチブによる協力活動が急増している。

この協力の目的は、相手国の地方自治体にとって新しい概念である民主主義的な行政システムを確立させるとともに、このシステムを通じてインフラストラクチャーの整備、公益事業の援助をすることにある。

政府においては、1989年末に中東欧協力省際委員会（mission interministérielle pour la coopération en Europe Centrale et Orientale=M I E C O）が設立されている。またフランス－ポーランド協会（Association France-Pologne）との連携によって検討されているプロジェクトは、経済および職業訓練における協力活動に関するもので、1990年度の予算総額は2000万フラン以上にのぼるとみられている。

以下、この型の交流をいくつか取り上げてみるとこととする。

（1）フランスとポーランド間の地方分権型協力活動

内容としては、様々な分野における職業訓練を目的としているものが多く、

- ① リヨン市－ウッジ
- ② イル・ド・フランス州－ワルシャワ
- ③ ノール＝パ・ド・カレ州－クラクフとカトーヴィツェ
- ④ ナンシー市－ルブルイ
- ⑤ ランス市－トルニ
- ⑥ イゼール県－クロノス
- ⑦ ロワール県－キエルツェ
- ⑧ リムーザン州－グダニスク

などすでに多数にわたっている。

（2）シャンパーニュ＝アルデンヌ州と中東欧の国々

シャンパーニュ＝アルデンヌ州では、中東欧の国々に対して、農業、農作物加工業、環境などの分野における経済開発のための援助を検討している。これらの分野は同州が得意としている分野である。この経済交流に参加する同州の中小企業を経済的に支えることを目的とする2つの機関がすでに設立されている。また、旧ソ連のオレル地方、ポーランドのトルニ県およびルーマニアのピアトラ・ネアムツ地方との協力活動も開始されている。それらの活動内容は、職業訓練と経済協力（例えば、旧ソ連における2カ所の砂糖工場の建設や文化協力など）である。州のこれらの協力活動に対しては、州内の県や市町村も実施に協力している。

(3) イル・エ・ヴィレーヌ県とポーランド・ポズナン県の交流

1990年8月、協力文書に署名が行われ、イル・エ・ヴィレーヌ県側の交流推進組織として、イル・エ・ヴィレーヌ＝ポーランド協会が設立されている。

協会の活動内容としては、

- a フランス語力の向上
- b 地方自治体への支援
- c 管理職の研修
- d 経済交流の開発

などとなっており、1990年度にはすでに

- a 地方行政管理職研修センターの設立
- b 40の教育施設との姉妹提携
- c 県内のレンヌ大学への教師・学生の受入れ
- d 情報処理関係団体の協力関係の創出

が行われた。県はこの協会の活動全体に対して、100万フランの交付金を交付している。

三 姉妹提携の動向

1 姉妹提携の定義と原則

(1) 姉妹提携の定義

姉妹提携の定義は、多岐にわたるので、ここでは、フランスの姉妹提携団体を束ねる2つの主要な組織の姉妹提携に関する定義を引用することにとどめておく。

「姉妹提携、それは、市町村が抱える問題を突き合わせること、またますます緊密となる友好の絆を発展させることを目指して、ヨーロッパ大の視野で振舞うために結びつくことを欲する二つのあるいはいくつかの市町村の出会いである。」

—ヨーロッパ市町村・州評議会 (Conseil des Communes et Régions d'Europe)

「姉妹提携は、住民の間で友好と理解を促進するための、異なった国の二つあるいはいくつかの都市間の協定である。それは、思想、人間、物資の交流をうみだす。姉妹提携の実現、それは新しい公共サービス、国際交流という公共サービスを都市の住民の任意に委ねる。」

—世界姉妹都市連合

(2) 姉妹交流を成功させるいくつかの原則

ここでは、姉妹交流を成功に導くためのいくつかの原則を、ヨーロッパ市町村・州評議会作成の資料から引用することとする。

① あらゆる階層の住民の参加

もし、あらゆる階層の住民の参加がえられないのであれば、姉妹交流は、短期間のうちに衰弱して消滅してしまうことを余儀なくされる、市町村の上層部の間のみでの友好的な出会いでしかない。

② パートナーの尊重

姉妹交流が、めいめいが持ち寄り、受け継ぐべき何ものかを持っているという意志の表示であるためには、パートナーの尊重、相互性が不可欠である。

③ 非政治化と非差別

政治的感情の衝突を避けるため、姉妹交流は政治の領域から離れるべきである。そして、国境のない文化、人間主義の地平に位置付けられるべきである。

④ 活動の継続性

絶えず活動を継続することにより、より深い絆が結ばれる。

⑤ 非干渉と非介入

市町村の自治に対する非干渉とその市町村に固有の問題に対する非介入が必要である。

2 姉妹提携の歴史

(1) 前 史

ヨーロッパにおける最初の姉妹提携は、第1次世界大戦後の1918年、スイスのブルックとドイツのロットヴァイルが結んだのが始まりで、フランスでは翌1919年、ペローヌ（ピカルディー州ソム県）とイギリスのブラックバーンが提携したのが最も古いといわれている。

また、地方自治体の国際的な連合組織である国際地方自治体連合（International Union of Local Authorities= I U L A）がそれに先立つ1913年にベルギーのゲントで設立されている。

(2) 第1期 1950年代 = 和解のための提携（jumelages réconciliation）

姉妹提携が活発になるのは、第2次世界大戦の終了後である。戦争とその後の復興援助が提携の触媒の役割を果たした。多くの人命を失い、甚大な被害をもたらした第2次世界大戦によるヨーロッパの荒廃には目を覆うものがあり、戦後の復興も困難を極めていた。そうした時、アメリカ国民のなかから、ヨーロッパを救おうという声がわきあがり、その第1号として、ニューヨーク州のダンケルクから同名のフランスのダンケルク（ノール＝パ・ド・カレ州ノール県）へ手紙や贈物を通じて、暖かい友情と援助の手が差し伸べられた（実際には姉妹提携は行われていない。）。それをかわきりにして、ヨーロッパとアメリカの縁の深い都市の間で姉妹都市提携が行われ、交流を深めていった。

一方、ヨーロッパ内部においても、戦争の無意味さを理解し、第3次世界大戦の勃発を不可能にするよう、仲直り、和解、博愛の努力にとりかかった。戦争を未然に防ぐには、国家レベルの関係のみならず、市民のレベルでの交流が不可欠であるという認識にもとづくものである。

そして、1947年に以下の2組の姉妹提携が行われた。

- ① ヴレット・シュール・メール（オート・ノルマンディー州セーヌ・マリティム県）
とグリーノック（イギリス）
- ② ボルドー（アキテーヌ州ジロンド県）とプリストル（イギリス）

1950年代に入ってこの運動が加速する。

- 1948年 仏独市長会議がスイスのモン・ペルランで開催
- 1950年 仏独和解のための市長国際会議開催
- 1951年 二カ国語の世界（Monde Bilingue）設立
- 同年 ヨーロッパ市町村評議会（Conseil des Communes d'Europe）設立
- 1957年 世界姉妹都市連合設立

1950年代は、公式な提携の第1期と位置付けられるが、それはヨーロッパの内部での提携の時代である。これらの目的は、敵一味方間の和解、戦争による荒廃を克服するための連帯、2国語併用の開発、文化交流にある。フランスとドイツの間に特に姉妹提携が多いのは、この理由による。

しかしながら、このタイプの提携は1950年代から60年代にかけて発展をみせるが、その後次第に息切れの傾向をみせ始める。

(3) 第2期 1960年代 = 理解のための提携 (*jumelages compréhension*)

1959年、ディジョン（ブルゴーニュ州コート・ドール県）とスターリングラード（現ボルゴグラード、旧ソ連）が東西両陣営間で初の姉妹提携を行った。この期間の提携は政治的な性格をもっている。多くの市町村が体制の違う国の都市との提携をためらったが、左翼系（特に共産党の首長）の自治体がフランス政府からの承認を受けずに、東側諸国とりわけ東ドイツとの提携を求めたものである。これらの提携は、東側の都市に自由な参加が保障されておらず、また交流の相互性もなかった（おもに費用の持ち出しはフランス側からのみであった。）。冷戦期間中は、細々ながら東側とコンタクトを保ったことに意味がみとめられるが、この提携も次第に活力を失っていった。しかしながら、1980年代後半以降、東欧諸国の民主化への歩みにより、新たな意味合いをもち始めてきた。

(4) 第3期 1970年代以降 = 協力のための提携 (*jumelages coopération*)

1970年代には、協力型提携と呼ばれる南北の提携がスタートした。ますます拡大する先進国と途上国との経済格差、途上国の貧困、飢餓、環境破壊など、地球規模で解決しなければならない課題が山積している。この型の姉妹提携は、先進国から、恒常に欠乏、飢餓状態にさらされている人々への援助という形で行われる、人間愛と正義への配慮の具体化である。これは、政府や非政府間機構の活動を補完、代替するものである。それは、国際的な連帯を示し、市町村の計画の立案において、市町村の関心の度合いを示し、同時に、援助の必要な人々に具体的に关心を呼び起こし、双方に実りある文化の対話をもたらす。そして、先進国間の姉妹都市が共同で援助を行う三角提携が実施されるに及んで、伝統的な姉妹交流に再び活力をもたらした。フランスにおいては、おもに旧植民地国を中心としたアフリカ諸国との提携が多い。

3 姉妹提携の現状

フランスの地方自治体は、市町村、県および州の3層から構成されている。
それぞれの団体数は、以下のとおりとなっている。

市町村	36,763団体
県	100団体
州	26団体

(1990年国勢調査、海外州、海外県の自治体を含み、海外領土などは含まない。)

(1) 市町村

市町村の姉妹提携数をみてみると、次ぎのような状況になっている。

提携団体数	1985年	1994団体
	1991年	2429団体
提携組数	1985年	3076組
	1991年	3978組

注 1985年の数字は、Barbara LÜCKE 執筆「La France, championne des jumelages」
雑誌『CITES UNIES』第121号(1985年)掲載による。

1991年の数字は、世界姉妹都市連合作成のリスト「JUMELAGES DES VILLES DE
FRANCE」(1991年8月現在)から拾い上げた数字である。

1985年と1991年を比較してみると、わずかの期間に提携団体数、提携組数ともにそれぞれ大幅に増加していることがわかる。

これを相手国別に一覧表にしたものが表-1である。

また、それを大陸別に1985年と1991年を比較したものが以下のとおりである。

	1985年	1991年
ヨーロッパ	90.0%	86.5%
アフリカ	3.9%	6.0%
北米	3.8%	4.1%
アジア	2.1%	1.5%
中近東	(アジアに含める)	1.2%
中南米	0.2%	0.6%
オセアニア	0%	0.1%

表-1 市町村の相手国別姉妹提携団体数

1991年8月現在

大陸	国名	団体数	大陸	国名	団体数
ヨーロッパ (3442)	ドイツ	1599	中近東 (49)	ルワンダ	6
	旧西ドイツ	(1468)		モーリシャス	6
	旧東ドイツ	(131)		カメルーン	4
	イギリス	624		ベニン	3
	イタリア	284		コンゴ	2
	ベルギー	257		チャド	2
	スペイン	167		中央アフリカ	2
	ルーマニア	105		タンザニア	1
	スイス	63		ニジェール	1
	アイルランド	59		エジプト	1
	旧ソ連	55		南アフリカ	1
	ポルトガル	39		イスラエル	40
	オランダ	35		レバノン	6
	オーストリア	28		キプロス	2
	ポーランド	23		トルコ	1
アフリカ (240)	チェコスロバキア	21	アジア (59)	日本	26
	旧ユーゴスラビア	21		中国	11
	ルクセンブルク	15		バングラデシュ	8
	スウェーデン	10		インド	4
	ギリシャ	10		ベトナム	2
	デンマーク	7		韓国	2
	ハンガリー	7		台湾	2
	フィンランド	5		アフガニスタン	1
	ブルガリア	3		フィリピン	1
	ノルウェー	2		タイ	1
	アルバニア	1		ラオス	1
	アンドラ	1		北米 (164)	アメリカ
	サン・マリノ	1		カナダ	97
	ブルキナ・ファソ	51		中南米 (23)	ニカラグア
	マリ	47		ペルー	6
	セネガル	33		メキシコ	5
	モーリタニア	20		アルゼンチン	2
	トーゴ	13		ブラジル	2
	チュニジア	9		トリニダード・トバゴ	2
	アルジェリア	9		チリ	1
	コート・ジボワール	8		巴拉グアイ	1
	モロッコ	7		ウルグアイ	1
	マダガスカル	7		エクアドル	1
	ガボン	7		オーストラリア	1
合 計			76カ国・地域 3978団体		

出典 Fédération Mondiale des Cités Unies et Villes Jumelées(FMCU)発行のリスト
『JUMELAGES DES VILLES DE FRANCE』(1991年8月現在)をもとに作成

依然として、ヨーロッパの占める割合が大部分であるが、相対的にヨーロッパの占める割合が低下し、その分第三世界との提携が増加している。そのなかでも特に注目すべき点は、アフリカ諸国の割合が大幅に伸びていることである。近年の開発援助型の姉妹提携の活発化が反映しているものである。

さらに、1991年の数字でみると、ヨーロッパ諸国との提携が86.5%を占めるが、なかでもEC諸国との提携が全体の77.8%、特にドイツ1国との提携で全体の40.2%をも占めている。

一方、地域別にみると（表-2、1985年の各州別の市町村の姉妹提携団体数および姉妹提携組数）、提携の地域的なばらつきがみてとれる。そのなかからいくつかの特徴を以下にあげてみる。

① 隣接国の自治体との提携が盛んであること

- a プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州では、州内の自治体の提携の25%が隣接のイタリアの自治体との提携である。
- b 同じく、ミディ・ピレネー州では、20%以上がスペインとの提携である。
- c バス・ノルマンディー州では、50%以上がイギリスとの提携である。
- d ブルターニュ州では、フランスとアイルランドの間の提携の70%をこの州内の自治体で占めている。

② 東ヨーロッパ諸国との提携が地域的に偏っていること

伝統的に左翼勢力が強い地域の自治体にこの提携が多い。

- a ノール＝パ・ド・カレ州は、フランスの一大工業地帯であり、この州内の自治体でフランスと東欧との姉妹提携の25%を占めている。
- b イル・ド・フランス州のセーヌ＝サン・ドニ県は、赤いベルト地帯（ceinture rouge）と呼ばれる、工場労働者の多い、パリ市を取り囲む帶状の地域であり、県内の自治体の姉妹提携の42%が東欧との提携で、とりわけ旧東ドイツとの提携が多い。

表－2 市町村の州別姉妹提携団体数および姉妹提携数

1985年

州名	姉妹提携団体数	姉妹提携数
イル・ド・フランス	255	466
ローヌ・アルプ	173	259
ノール＝パ・ド・カレー	139	218
プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	94	214
ブルゴーニュ	135	195
バス・ノルマンディ	139	187
ロレーヌ	114	153
ペイ・ド・ラ・ロワール	93	135
オート・ノルマンディ	91	134
サントル	95	134
アキテーヌ	87	128
ブルターニュ	91	127
ポワトー・シャラント	65	116
アルザス	86	107
ピカルディ	76	102
シャンパーニュ	69	100
ラングドック・ルシヨン	55	99
ミディ・ピレネー	44	67
フランシュ・コンテ	32	51
オーヴェルニュ	35	50
リムーザン	26	34
コルス	0	0
合計	1994	3076

出典 Barbara LÜCKE 執筆「La France, championne des jumelages」
 雑誌『CITES UNIES』第121号（1985年）掲載

(2) 県

姉妹提携を結んでいるのは、100県のうち47県である。提携の相手方は、表-3のとおり、15カ国60団体で、国としては、ヨーロッパ諸国とが一番多く、次いでアフリカ諸国となっている。

表-3 県の相手国別姉妹提携数（1991年8月現在）

国名	提携数
イギリス	26
ドイツ	11
旧西ドイツ	(6)
旧東ドイツ	(5)
アルジェリア	3
ベルギー	3
旧ソ連	3
カナダ	3
日本	2
マリ	2
セネガル	1
ルワンダ	1
イタリア	1
イスラエル	1
メキシコ	1
チュニジア	1
ブルキナ・ファソ	1
合計	15カ国 60団体

出典 表-1の出典に同じ

(3) 州

州は、1982年法により地方自治体になった歴史の新しい団体であるが、すでに26州のうち13州が、表-4のとおり11カ国27団体と姉妹提携を行っている。国と計画契約を結んで開発援助型の交流を行っている団体が多く、そのため中国との提携数が一番多くなっている。

表－4 州の相手国別姉妹提携数（1991年8月現在）

国名	提携数
中国	8
イギリス	4
ドイツ	3
旧西ドイツ	(3)
イタリア	3
アメリカ	2
チュニジア	2
カナダ	1
スペイン	1
ギニア	1
マリ	1
モロッコ	1
合計	11カ国 27団体

出典 表－1の出典と同じ

4 姉妹交流を推進する組織

（1）自治体内部の国際交流担当部局

フランスの自治体は、議会で選出された議長（市町村の場合には市町村長と呼ぶ）が、行政の執行権を行使する。そして、同様に選出される副議長（市町村の場合には助役）が担当部局をもつ仕組みとなっている。国際交流の場合にも、国際交流担当の副議長が専任され、その下に、職員が配置されていることが多い。しかし、フランスの自治体は、人口規模が小さく、従って、役所の組織自体も小さく、国際交流の担当職員が配置されているとしても、若干名である。そのため、国際交流事業を含め、自治体の業務が、外郭団体により実施されることが多い。

（2）姉妹提携委員会（comité de jumelage）

フランスの自治体では、実質的な国際交流事業を姉妹提携委員会のような組織を設けて、そこに委ねている場合が多い。

ここでは、ヨーロッパ市町村・州評議会作成の資料をもとに、姉妹提携委員会について説明を加えることとする。

姉妹提携委員会は、一般的に姉妹都市交流の活性化を担う組織であり、組織を代表し、組織をつくり、決定する権限をもつ機構である。

自治体のなかには、相手方の提携団体ごとに委員会を組織している団体もあれば、一つの委員会に一本化している団体もあり、ケースによりまちまちである。

この委員会は、本質的に3つの目的をもつと説明されている。

① 交流活動において、すべての住民を結集すること

地元の名士のみならず、地域社会におけるあらゆるジャンルの住民（スポーツ団体、文化団体、社会団体、教師、市町村の公務員、商業従事者など）

② 市町村の政権交替の時でも、委員会が多様な価値観を持つ人々により構成されているときには、委員会の事業の継続性を保証すること

③ 時間の浪費を避けて、活動を活性化させ、更新していくこと

さらに、委員会の運営の原則が以下のとおりあげられている。

① 自治体とその提携の相手方に公式に代表性を認めもらうこと

② 目標および優先事業については、議会と全面的な合意を得るが、実施にあたっては、自主的にかつ財政的にも独立して責任をもって行うこと。

③ 目的を分かつ人々すべてに開かれていること

姉妹提携委員会の法的ステータスは、通常1901年7月1日付けの協会法 (*Loi du 1^{er} juillet 1901 relative au contrat d'association*) にもとづく非営利の「協会」として設立されている。委員会は、議長もしくはその最も身近な協力者（多くの場合副議長など）が司り、ひとつの契約により自治体と関係づけられており、その契約により、独立性、継続性、そして政権交替時における抵抗が保証されている。

四 活動事例

1 市町村

(1) レンヌ (Rennes) 市 (ブルターニュ州イル・エ・ヴィレーヌ県)

① 概況

人口 19万7536人（1990年国勢調査） 国内第11位
面積 50.39平方キロメートル

フランス北西部ブルターニュ州の州庁所在地、イル・エ・ヴィレーヌ県の県庁所在地。イル・エ・ヴィレーヌ県の主要産業は農業であり、シードル（りんご酒）の原料の40%を供給している。しかし、レンヌ市では第3次産業従事者が労働人口の3分の2を占め、レンヌ都市圏には、自動車、印刷、エレクトロニクス、建設資材などの産業が立地している。

② 姉妹都市交流

現在、以下の9都市と姉妹都市提携を行っている。

ロチェスター	アメリカ	1956年提携
エクスター	イギリス	1957年提携
エルランゲン	ドイツ	1964年提携
ブルノ	チェコスロバキア	1965年提携
仙台	日本	1967年提携
ルヴァン	ベルギー	1980年提携
セティフ	アルジェリア	1982年提携
コーク	アイルランド	1982年提携
アルマ・アタ	カザフ（旧ソ連）	1991年提携

交流の内容は、スポーツ交流、文化交流、中学校・高等学校の交流、大学・高等教育機関の交流、相互の見本市への出展などが各市との交流に共通している。また、アメリカのロチェスターとは、民間企業の本社や工場が両市に立地していることから、これらの企業を通じての経済交流も行われている。仙台との交流では、1989年から仙台市の職員を受け入れ、現在、2年間にわたり教育機関でのフランス語研修と市役所での実務研修を行っている。

③ 開発援助型協力

開発援助型協力に関する市の方針は以下のとおりである。

- ア ひろく住民に関心を持たせること
- イ 各種団体の支持を取り付けること
- ウ 協力をを行う優先的な国や地域を決定すること
- エ パートナーの要望に沿った開発計画をたてること
- オ 市の能力に見合う財政手段として、一地域の協力事業につき毎年、経常支出予算の0.1%を割り当てること

プラトー・ドゴン（マリ）との協力事業

1985年から行われ、500カ所の井戸掘り、導水網の改修・拡張、診療施設の建設、診療活動、児童・生徒の交流、図書館の建設などを行っている。

サン・パウロ（ブラジル）との協力事業

1989年から開始され、公共住宅の建築に協力している。

④ 交流活動を担当する組織

市の国際関係部と外郭団体のレンヌ国際交流会館（Maison internationale de Rennes）が連携し、交流会館には各都市との姉妹提携委員会が設けられ、ここで実質的な交流事業を行っている。

（2）アントニー（Antony）市（イル・ド・フランス州オー・ド・セーヌ県）

① 概況

人口 5万7771人（1990年国勢調査）

面積 9.56平方キロメートル

パリ市の南、電車で約30分の典型的なベット・タウンである。また市内には、3つの工業団地が立地し、そのうちの一つはハイ・テクノロジーの先端産業の団地である。

② 姉妹都市交流

以下の6都市と姉妹都市提携を結んでいる。

ベルリン市ライニッケンドルフ区	ドイツ
ルイシャム市	イギリス
コレニオ	イタリア
ステロ	イスラエル
ハマンーリフ	チュニジア
レキシントン	アメリカ

交流の内容は、文化・スポーツ・学校の交流がおもである。

イスラエルのステロとの提携は、市内在住のユダヤ人グループの運動が実って提携に結び付いたものであるが、この提携が原因となり、チュニジアのハマンーリフとの交流は、それ以来途絶えてしまっている。民族対立が、小都市の国際交流に影を落としている例である。

最近では、いくつかの東欧の都市との交流も始まっている。市の方針としては、姉妹提携のいかんにかかわりなく、広く交流をすすめていくという方針である。

③ 姉妹提携委員会

アントニー市の国際交流の事業はすべて委員会で行っている。

委員会は、市内の各種団体の意見をもとに事業計画を作成し、最終的に市がそれに指導助言を与えるという形になっている。運営経費は、会費収入（会員1人あたり、年間40 フラン）と市や県からの補助金などで賄われている。交流の実質的な担い手は、すべてボランティアで、教師、外国との行き来があるビジネスマン、家庭の主婦などとなっている。

2 県

エソンヌ (Essonne) 県 (イル・ド・フランス州)

① 概況

人口 18万4830人 (1990年国勢調査)

面積 1804.4 平方キロメートル

首都パリの南部、イル・ド・フランス州を構成する県で、県内には、オルリー空港、エヴリー新都市があり、高等教育・研究機関、先端産業などが集積している。

② 姉妹提携

現在以下の4団体と姉妹提携している。

イースト・サセックス	イギリス	1979年
茨城県	日本	1986年
ベブリングン	ドイツ	1989年
フェアファックス	アメリカ	1990年

交流の内容は経済交流が主目的で、姉妹提携の担当部局も、県の外郭団体エソンヌ県経済開発委員会となっている。

3 州

ノール＝パ・ド・カレー (Nord Pas-de Calais) 州

① 概況

人口 396万5058人（1990年国勢調査）
面積 1万2377.73平方キロメートル

ベルギーと国境を接し、北海に面する。ドイツ、ベルギーに連なるフランス最大の炭田地帯をかかえ、また河川、運河網、鉄道網を動脈とし、一大工業地帯が形成されている。州の人口は、イル・ド・フランス州、ローヌ・アルプ州に次ぐ第3位であるが、人口密度は全国平均の3倍にも達する。

② 国境にまたがった交流

現在、以下の団体と協定を締結している。

ワロン州	ベルギー	1985年
ケント県	イギリス	1987年
フランドル州	ベルギー	1990年
ブリュッセル首都圏	ベルギー	1990年

1991年6月には、単一のヨーロッパの建設に向けて、上記4団体との協力体制を強化する意味合いを込めて、5団体でヨーロッパ州 (Eurorégion) の設立を宣言した。このような試みは、ヨーロッパにおいて初めてのものである。

③ 開発援助型の協力関係

開発協力委員会を設立し、非政府間機構が行う事業に対して財政援助を行っている。対象国は、おもにセネガルで1988年度で18のプロジェクトに援助を行っている。

1984年はに中国の天津市と姉妹提携を行い、経済、都市計画、エネルギーなどの分野で協力関係を結び、その一貫として技術移転センターを開設した。

1989年からは、州の外郭団体ノール＝パ・ド・カレ州経済開発事務所を通じて、ポーランドのクラクフ県に対して、企業経営のノウハウを提供している。

五 国際交流活動の連合組織

フランスの地方自治体の国際交流活動を束ねる連合組織には、二つの大きな組織がある。以下では、簡単にそれらを紹介する。

1 世界姉妹都市連合フランス支部（＝フランス都市連合）（*Cités Unies France*）

① 歴 史

- | | |
|-----------|--|
| 1 9 7 5 年 | 世界姉妹都市連合に加盟の都市により自発的に結成された全国姉妹都市委員会（Comité National de Jumelage）として発足 |
| 1 9 8 9 年 | フランス都市連合と改称し、フランスの自治体の国際交流活動の連合組織であるとともに、世界姉妹都市連合のフランス国内委員会の性格も併せもつこととなる |

② 加盟団体 約 800 団体

会員都市は、人口規模別に 5 つの集団に分けられている。

- | | |
|-------------------|--|
| 2 万人未満 | |
| 2 万人以上 5 万人未満 | |
| 5 万人以上 10 万人未満 | |
| 10 万人以上 | |
| その他姉妹提携委員会、各種協会など | |

③ 活動方針

- a 国内および国際レベルにおいて自治体間の協力活動を支援すること
- b 協力活動の技術面および方法論における援助を行うこと
- c 自治体が共同で行う活動を調整、指導すること
- d 公権力を代表していることを保証すること
- e 自治体の考え方や関心事の「共同討論の場」となること
- f 協力・援助活動の仲介役・パートナーとなること

④ 活動の対象地域によって分かれる支援のための組織

活動の対象地域により、南－北部門、北－北部門、東－西部門に分け、各部門ごとに自治体の協力計画に対して技術面および方法論の助言を与え、部門の責任者は、計画の重複を避けたり、全体の調整を行う。

⑤ 国別作業グループの結成

特に、南北部門においては、同じ途上国の自治体と協力活動を行っているフランスの自治体間でひとつの作業グループを結成している。

これらのグループのおもな目的は、以下のとおりである。

- a 相手国のパートナーとの関係をもつフランスの自治体を結集すること
- b 一定の地域の規模で、あるいは特定の分野で行う協力活動に一貫性と補完性をもたらす共通の考え方を導きだすこと
- c 両国の自治体間の協力関係を促し、発展させること

これまでに、ブルキナ・ファソ（参加76団体）、マリ（参加51団体）、セネガル（参加45団体）、についてこのグループが結成されている。

⑥ 協力・開発省からの交付金

フランス都市連合は、南北間の協力計画に財政援助をするために、協力・開発省から毎年交付金を受けとっている。そして内部の財政援助割り当て委員会において、自治体からの援助申請を以下のように振り分ける。

- a 協力・開発省と自治体との協定にしたがって、直接協力・開発省による協調出資の対象となるもの
- b 協力・開発省によりフランス都市連合に承認された年間予算総枠のなかでの協調出資の対象となるもの

2 ヨーロッパ市町村・州評議会フランス協会

(Association Française pour le Conseil des Communes et Régions d'Europe)

① 歴 史

1913年 国際地方自治体連合設立 (I U L A)

1951年 ヨーロッパ市町村評議会設立

1953年 ヨーロッパ市町村自由憲章採択

1984年 フランス協会設立

1991年 I U L Aと評議会の組織がヨーロッパの部分について統合され、評議会は I U L A のヨーロッパ・セクションとなる

② 加盟団体数	フランス協会 約 3000団体
	評議会全体 約 30000団体

③ 設立目的

- a 地方自治体の自治を獲得し、強化し、守ること
- b 市町村間や州間の事業や組織を開発することにより、自治体の管理を容易にし、自治体の発展に貢献すること
- c 自治体の自治を基礎とするヨーロッパの国家連合を推進するために、地方自治体にヨーロッパ精神を展開すること
- d ヨーロッパ機構や国際機構への自治体の参加を保証すること
- e 将来のヨーロッパ機構に自治体を代表する議会を組み込むこと

④ 活動方針

- a 自治体の管理・運営上の問題に関する経験を交換する場を組織化すること
- b 自治体とヨーロッパ機構との対話を実現し方向付けること
- c ヨーロッパの建設を強化するためのヨーロッパ精神の発展、姉妹提携の促進と地方議員の活動
- d 地方議員への情報の提供

⑤ 上記④の活動方針にもとづく姉妹提携の促進のために以下のような活動を行っている

- a 協会内に姉妹提携担当課を設置
- b 姉妹提携の相手探し、調印式や交流についての助言
- c 姉妹交流の実務に関する研修セミナーの開催
- d 冊子「姉妹提携の方法」(l'art du jumelage) の配布

<参考資料>　　日仏間の自治体の国際交流

現在、日仏間の自治体の姉妹提携は、別表のように31組結ばれている。

また、姉妹提携は行っていないものの、既知の範囲では以下の自治体間で交流が行われている。

栃木県　－　ヴォークリューズ県（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダ・ジュール州）

　　－　ロワレ県（サントル州）

大分県　－　ラング・ドック・ルシヨン州

鈴鹿市（三重県）　－　ル・マン（ペイ・ド・ラ・ロワール州サルト県）

その他、大阪港とル・アーヴル港が姉妹港提携（1980年7月15日提携）、姫路城とシャンティイ城が姉妹城提携（1988年10月21日提携）をそれぞれ結んでいる。

別 表 日仏間の姉妹提携一覧

1991年11月現在

日本	フランス	提携年月日
東京都	パリ(イル・ド・フランス州)	1982.7.14
茨城県	エソンヌ県(イル・ド・フランス州)	1986.4.22
大阪府	ヴァル・ドワーズ県(イル・ド・フランス州)	1987.7.21
京都市(京都府)	パリ(イル・ド・フランス州)	1958.6.15
横浜市(神奈川県)	リヨン(ローヌ・アルプ州ローヌ県)	1959.4.7
神戸市(兵庫県)	マルセイユ(プロヴァンス-アルプ-コート・ダジュール州ブッシュ・デュ・ローヌ県)	1961.7.2
鎌倉市(神奈川県)	ニース(プロヴァンス-アルプ-コート・ダジュール州アルプ・マリティム県)	1966.11.9
仙台市(宮城県)	レンヌ(ブルターニュ州イル・ド・ヴィレーヌ県)	1967.9.6
横須賀市(神奈川県)	プレスト(ブルターニュ州フィニステール県)	1970.11.28
金沢市(石川県)	ナンシー(ロレーヌ州ムール・エ・モゼル県)	1972.12.8
甲府市(山梨県)	ポー(アキテーヌ州ピレネー・アトランティック県)	1975.8.18
佐久市(長野県)	アバロン(ブルゴーニュ州イヨンヌ県)	1976.7.14
勝沼町(山梨県)	ボーヌ(ブルゴーニュ州コート・ドール県)	1976.9.28
外海町(長崎県)	ヴォシュロール(バス・ノルマンディー州カルヴァドス県)	1978.5.28
富士吉田市(山梨県)	シャモニー・モンブラン(ローヌ・アルプ州サヴオワ県)	1978.10.9
松島町(宮城県)	イル・デ・パン(海外領土ニュー・カレドニア)	1980.9.4
利府町(宮城県)	リフー(海外領土ニュー・カレドニア)	1980.9.5
福岡市(福岡県)	ボルドー(アキテーヌ州ジロンド県)	1982.11.8
奈良市(奈良県)	ヴェルサイユ(イル・ド・フランス州イヴリーヌ県)	1986.11.14
諫訪市(長野県)	アンボワーズ(サントル州アンドル・エ・ロワール県)	1987.3.4
作東町(岡山县)	サン・ヴァランティン(サントル州アンドル県)	1988.4.6
三瀬村(佐賀県)	キュサック(アキテーヌ州ジロンド県)	1988.4.19
飯田市(長野県)	シャルルヴィル・メジエール (シャンペーニュ・アルデンヌ州アルデンヌ県)	1988.8.5
白河市(福島県)	コンピエーニュ(ピカルディー州オワーズ県)	1988.10.20
高松市(香川県)	トゥール(サントル州アンドル・エ・ロワール県)	1988.10.21
大信村(福島県)	セルヴァス(ローヌ・アルプ州エン県)	1988.11.22
桜井市(奈良県)	シャルトル(サントル州ユール・エ・ロワール県)	1989.4.22
宇都宮市(栃木県)	オルレアン(サントル州ロワレ県)	1989.5.7
三朝町(鳥取県)	ラマリー・レ・バン(ラングドック・ルシヨン州エロー県)	1990.4.11
東金市(千葉県)	ルイユ・マルメゾン(イル・ド・フランス州オー・ド・セーヌ県)	1990.11.7
静岡市(静岡県)	カンヌ(プロヴァンス-アルプ-コート・ダジュール州アルプ・マリティム県)	1991.11.5
合 計		31組

出典 国際親善都市連盟編集発行 日本の国際姉妹都市一覧 1991

<参考文献>

- 1 H. PERROT, La coopération décentralisée, ses aspects généraux, institutionnelles, son co-financement, et quelques exemples concrets, (conférence à l'Institut International d'Administration Publique du mardi 26 mars 1991)
- 2 J-C. NEMERY, L'avenir de la coopération décentralisée, N° 3, 4^e trimestre 1989 "Pouvoirs Locaux" (Institut de la Décentralisation)
- 3 Cités Unies Développement, La coopération internationale d'aide au développement et les collectivités locales, 1990
- 4 Fédération Mondiale des Cités Unies et Villes Jumelées, Jumelages des villes de France, 1991
- 5 国際親善都市連盟, 日本の国際姉妹都市一覧, 1991
- 6 磯部力訳 「フランスの新地方分権法（上）（下）」, 自治研究第58巻第5号, 第6号
- 7 新倉・朝比奈他編集, 事典 現代のフランス 新版, 1988, 大修館書店